

水道水の放射能測定に関するお知らせ

平成24年4月1日より厚生労働省では、放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム137の合計）10Bq/kg を水道水中における放射性物質の新しい管理目標値として決めました。これは、食品衛生法の規定に基づく新たな基準が設定されたことを踏まえ、水道水についても見直しがされたものです。

このため、焼津市水道事業では市内の水道水の安全確認のため、平成24年6月12日に放射能測定を実施いたしました。

検査したところ、いずれも不検出となっており、水道水の安全性に問題はありませんので安心してご利用ください。

水道水の放射能測定結果

単位：Bq/kg(ベクレルパーキログラム)

測定場所	採取日	放射性セシウム (Cs-134)	放射性セシウム (Cs-137)
柵宜島配水場	H24.6.12	不検出	不検出
中新田配水場	H24.6.12	不検出	不検出
上泉配水場	H24.6.12	不検出	不検出
六軒屋配水場	H24.6.12	不検出	不検出

※「不検出」とは、測定機器が検出できる最小値(検出限界値)未満であることを示しています。(1Bq/kg未満)。

放射性物質測定に関する静岡県内の最新の情報は、静岡県ホームページに掲載しており、全国の状況は、文部科学省のホームページに掲載しています。

静岡県ホームページについては、こちら↓

http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/1fmonitoring/110316monitoring_2.html

文部科学省ホームページについては、こちら↓

<http://www.mext.go.jp/>